

注目ポイント	主な講義や趣意	付録	報告	発出者	事務推進担当
<p>R4 (2022) 7.22</p> <p>「教育職員児童生徒性暴力防止法」により児童生徒への性暴力等は懲戒免職の事由となり得る行為であること、教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止、早期発見、対処に関する措置を行うこと等が規定され、令和4年4月1日より施行されています。</p> <p>「罰法に基づく公立学校の教育職員に対してとられる措置を参考に、成績評価や単位認定を行う立場にある大学教員は学生に対し適切な対応をとることも留意の上、懲戒処分基準の見直しや懲戒処分も含めた厳正な対応を</p>	<p>国立大学法人においては、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた周知・啓蒙、相談体制の整備、被害者救済のための適切な措置に加え、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底に確実に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>		<p>「学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力等に対する措置について（通知）」(4国高支第12号)</p>	<p>各国立大学法人学長</p>	<p>文部科学省高等教育局国立大学法支援助課 平野誠</p> <p>大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設置する各地方公共団体担当課、高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課、各文部科学省大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する各学校設置者担当課、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 兼中 (送信者 文部科学省高等教育局大学振興課、文部科学省高等教育局専門教育課、文部科学省高等教育局私学行政課)</p>
<p>R4 (2022) 11.22</p> <p>1 (2) 懲戒解雇を含む厳正な処分を行うことを、懲戒処分基準に明記。2 (1) ② 相談窓口のマニュアルの整備や性暴力等の相談対応に関する経路、③ 相談体制の充実 (外部の民間機関への委託による学外の第三者窓口の設置やオンラインを活用した相談対応の実施、専門的な知識を有する職員への配置等、当該相談業務に関する専任の委託を含む)、定例による支援) (5) ② 調査機関について、<u>調査機関が調査の過程で得た情報は厳格に守られ、調査結果は調査機関が管理する。</u>また、利害関係を有しない者や医療、心理、福祉及び法域に関する専門的な知識を有する者を一定数含む、公正性・中立性が十分に確保される体制とする。7. 教員の採用時に「<u>犯罪歴</u>」欄のある履歴書による過去の学生に対する性暴力等の原因とする懲戒処分履歴などの具体的な事実を調査し、(中略) 適切な採用判断を行うこと。(3) 性暴力等を原因とする採用審査の採用に当たっては、面接等を通じて、性暴力等の重大性、当該審査者の改善意思の状況などを踏まえ、当該希望者が性暴力等を再び行わないことへの高度の蓋然性があるかどうかを確認し、各大学等において十分慎重に適切な採用判断を行うことが考えられること。</p>	<p>高等教育現場であっても、教育者として指導する立場にある教員が性暴力等を行うことは決してあってはなりません。大学等の教員人事は各大学等の裁量により実施され、教員採用の具体的な方法、基準等は各大学等で定められるものではありませんが、各大学等においては、過去に学生に対する性暴力等を行ったとされる原因として懲戒処分を受けた者が、その事実を把握して再び教員として採用された場合を生かさないよう、教員採用時には出願書類において学生に対する性暴力等を原因とする懲戒処分歴等がないか十分に確認し、適切な採用判断を行うことなど、採用段階においても性暴力等の防止に向けた周知・啓蒙、相談体制の整備及び学内への周知、2. 必要に応じて相談窓口の整備(相談体制の整備及び学内への周知) 3. 事実があると思われるときの措置 (1) 性暴力等に関する調査 (2) 被害者等に対する配慮等 4. 性暴力等の行為者に対する措置(厳正な措置) (3) 事実の公表 5. 性暴力等に関する相談への対応における留意点 (1) アライアンスの取組 (2) 不利益な取り扱いの禁止 6. 再発防止に向けた措置 7. 教員採用段階での取組</p>	<p>チェックリスト</p>	<p>「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」(4文科高第124号)</p>	<p>各国立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長、高等専門学校を設置する各都道府県、指定都市教育委員会委員長、各文部科学省大臣所轄学校法人理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長</p>	<p>文部科学省高等教育局長 池田貴誠</p>
<p>R5 (2023) 9.29</p> <p>第1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対応に関する学内規則の整備 1. 「一般的に「セクシュアルハラスメント」には、性的な内容の発言から、意に反する性的な関係の強要等のいわゆる「性暴力等」に当たる行為までを幅広く含むため、「セクシュアルハラスメント」という言葉だけでは、その言葉が意味する行為の重大性が正しく伝わらない可能性がある。「児童生徒性暴力等」として定められる行為と同等の行為が該当するものであるが、特に令和5年6月の刑法等の一部改正を考慮すると、社会的関係上の優越的地位にある教職員から学生に対する「セクシュアルハラスメント」には、刑法上の犯罪行為に類し得る行為が含まれることから、こうした重大な行為は「性暴力等」として、特に厳正に対処することが必要である。(中略) 学内規則において「セクシュアルハラスメント」と「性暴力等」を区別して定義し、その行為者への厳正な対応の方針や懲戒処分基準を明確にすることが考えられること。」</p> <p>2. 「セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分について、具体的な行為の内容とそれに相当する処分の内容を対応させて定め、行為の態様や悪質性、結果の重大性等により処分の重大性を区分して、懲戒解雇を含む厳正な処分基準を示すこと等により、懲戒処分の基準を適切に整備すること。」「学生に対するセクハラ・性暴力等の対象となることを改めて明記すること。」「第3「相談者に対する警察や医療機関等の関係機関の相談窓口の紹介や、相談への同行により関係機関に適切につなげるなど、学外との関係機関との連携を図るとともに、犯罪の疑いがあると思われるときには所轄警察署等に通報するなどの厳正な対応を行うこと。」</p>	<p>今般、令和5年6月23日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」で性暴力対策が強化されています。大学におけるセクハラ・性暴力等への厳正な対応を推進する観点から、セクハラ・性暴力等のうち「性暴力等」に該当する行為を明確化した上で、セクハラ・性暴力等の行為者に対する厳正な対応に関する学内規則の整備等について、参考としていただきたい事項を下記のとおりまとめました。(構成) 第1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対応に関する学内規則の整備 1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対応に係る方針等の明記及び周知 2 セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分基準の整備 3 セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分の公表 第2 教員採用段階における学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認 第3 学外との関係機関との連携</p>	<p>参考1：教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律 該当部分採擇 別添：大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組状況調査結果 (国立大学)</p>	<p>「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について（通知）」(5文科高第98号)</p>	<p>各国立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長、各文部科学省大臣所轄学校法人理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿</p>	<p>文部科学省高等教育局長 池田貴誠</p>
<p>R6(2024)9.13</p> <p>第1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対応に関する学内規則の整備 1. 学内規則において「セクシュアルハラスメント」と「性暴力等」を区別して定義し、その行為者への厳正な対応の方針や懲戒処分基準を明記することが考えられること。2. 「セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分について、具体的な行為の内容とそれに相当する処分の内容を対応させて定め、行為の態様や悪質性、結果の重大性等により処分の重大性を区分して、懲戒解雇を含む厳正な処分基準を示すこと等により、懲戒処分の基準を適切に整備すること。」「学生に対するセクハラ・性暴力等も懲戒処分の対象となることを改めて明記すること。」「第3「相談者に対する警察や医療機関等の関係機関の相談窓口の紹介や、相談への同行により関係機関に適切につなげるなど、学外との関係機関との連携を図るとともに、犯罪の疑いがあると思われるときには所轄警察署等に通報するなどの厳正な対応を行うこと。」</p>	<p>今般、令和6年6月26日に「子ども性暴力防止法」が公布され、学校設置者及び民間教育事業者が教員等及び教育員等法律事による児童対象性暴力等の防止等の措置を義務付けられることとなりました。政府全体としても、「性犯罪・性暴力対策の」令和5年度から7年度までを「更なる重点化期間」と位置づけ継続的に性犯罪・性暴力対策の強化に取り組んでいくこととされています。大学においても従前からお示ししていることではありますが、セクハラ・性暴力等のうち「性暴力等」に該当する行為を明確化した上で、セクハラ・性暴力等の行為者に対する厳正な対応に関する学内規則の整備等の一層の推進を(構成) 第1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対応に関する学内規則の整備 1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対応に係る方針等の明記及び周知 2 教員採用段階における学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認 第3 学外との関係機関との連携</p>	<p>参考1：教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律 該当部分採擇、参考2：罰法基本方針、罰法対象者に対する行為を明確化した上で、セクハラ・性暴力等の行為者に対する厳正な対応に関する学内規則の整備等の一層の推進を(構成) 別添2：取組状況調査結果 (私立大学対象)</p>	<p>「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組のより一層の推進について（通知）」(6文科高第95号)</p>	<p>各国立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長、各文部科学省大臣所轄学校法人理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿</p>	<p>文部科学省高等教育局長 伊藤学司</p>